

告 示

埼玉県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 歩道の設置

新規に商業施設ができることにより大型の配送車が現在より倍になると判断します。

また、両側の商業施設へ入店する為、歩行者及び自転車が両側を走行する時間帯が増えると判断します。

現状の幅では、大型の配送車がすれ違う際には、歩道とされる部分も車道となっており、道路の両側を歩行される歩行者の安全を保つ為、計画地側においても、道路幅（歩道）の確保の為、計画地の一部を道路として供出し、歩道を設置していただきたい。

(2) 交通誘導員設置

メイン道路の旧中山道は、まもなく圏央道の工事が終わり、現在よりも交通量が増えることが明らかであります。

旧中山道は、児童、生徒の通学路であり、桶川駅へ向かう方の自転車の通行量が多い道路であります。

このような状況において、安全を確保するため駐車場への入出庫には再三の注意が必要と考えます。

現在、隣接の商業施設では、地元の方の意向に沿って常時交通誘導員を置いております。また、隣接の商業施設との間にあります交差点においても数年前安全対策として信号機が設置されました。

地元の方の安全を守るべく、常時、交通誘導員を設置して頂きたい。

(3) 地元説明会時の対応について

地元説明会当日において、上記2点に対する意見が出ましたが、「説明会の

主旨に合わない」としてその意見を取り上げることがなく、回答も成されなかった。

地元説明会を開催するという主旨に対し、地元の方の意見を聞かない態度に不信感を得ました。

今後、地元の方に対して、再度説明会を開催し、住民よりの意見を聞き、十分な安全対策に配慮した誠意ある回答を頂きたい。

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター